

グ リ 推 第 204 号  
令和 4 年 5 月 27 日

やまなしグリーン・ゾーン認証施設代表者 殿

山梨県知事 長崎幸太郎  
( 公 印 省 略 )

グリーン・ゾーン認証基準の一部休止およびグリーンパスの開始について (依頼)

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、山梨県では、ワクチン3回目接種者の増加によって、新型コロナウイルス感染症に対する社会全体の感染抑制効果が高まる中、現在の感染状況を鑑み、グリーン・ゾーン認証基準のうち、「利用者を把握するための入店管理簿の作成」は6月1日より不要とします。

また、感染症対策と経済のバランスを取りながら、コロナ前の日常生活の回復につなげるため、本年1月に運用を停止しました、グリーンパスを同日から開始いたします。実施にあたっては、県への申請や登録は不要ですが、グリーン・ゾーン認証の追加対策済みの施設であること、完全個室（壁や扉で他の空間と完全に区切られているところ）や貸切において、他グループと空間を分けることができるスペースを有していることが必要です。

詳細につきましては、以下の県ホームページをご確認ください。

【山梨県ホームページ】(やまなしグリーンパス)

<https://www.pref.yamanashi.jp/green-zone/documents/greenpasssaikai.html>



山梨県グリーン・ゾーン推進グループ  
〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1  
電話 055-223-1318

## やまなしグリーンパス実施手順について（施設の皆様）

やまなしグリーンパスによる会食等を実施する場合は、以下の点を遵守し、実施してください（※グリーンパス実施にあたり県への申請や登録は不要です。またグリーンパスを利用しない通常の会食等を開催する場合は、認証基準を遵守の上、実施をお願いします。）

### 【予約受付時】

1. 施設のホームページ等により、グリーンパスが実施可能である旨を周知してください。
2. 予約者がグリーンパスでの会食等を希望する場合、予約代表者を通じ、参加されるすべての方に下記の 1. 及び 2. を必ず持参するようお願いをしてください。

#### 1. (a)、(b)、(c)のうち証明書をいずれか1つ

(a) ワクチン予防接種済証又は接種記録書（原本・コピー・写真・電子版かかりつけ連携手帳・国が開発したワクチン接種証明アプリ「新型コロナワクチン接種証明書」）

→3回目接種が確認できるもの

(b) 抗原定性検査（簡易キット）による陰性証明書

→入店1日前以内に検体を採取した検査であるもの

(c) PCR検査または抗原定量検査による陰性証明書（宅配キットを除く）

→入店3日前以内に検体を採取した検査であるもの

※12歳未満については、同居する親等の監護者が同伴する場合には、上記(a)、(b)、(c)の証明書は不要

#### 2. 本人確認ができる書類（運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど）

3. 予約代表者への緩和の意向確認。以下(a)、(b)のうち、どちらを希望するか確認をしてください。

[緩和内容]※1つを選択できます。

(a) パーティション撤去及び大皿料理提供禁止の解除

(b) 2時間以内を目安としている時間制限を4時間まで緩和

### 【グリーンパス当日】

1. 当日受付等において、参加者全員のワクチン予防接種済証等の確認及び本人確認書類を照合してください。
2. 参加者へのLINE コロナお知らせシステムの読み込みを徹底してください。
3. 会食等実施後は記録簿を作成し、1ヶ月間保管をしてください（提出不要）。